

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

一 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年^{厚生省建設省}令第一号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

二 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年^{厚生労働省国土交通省}令第二号）（抄）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・2

○ 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省令第一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第四十五条第一項の者）</p> <p>第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの</p> <p>七 （略）</p>	<p>（法第四十五条第一項の者）</p> <p>第二条 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの</p> <p>七 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録申請書の記載事項）</p> <p>第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 登録を受けようとする者が、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項の指定、同法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の第二項の指定又は同法第八条の第二十九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第五十三条第一項の指定を受けている場合にあつては、その旨</p> <p>十（略）</p> <p>（登録申請書に添付する書類）</p> <p>第七条 法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び第十一条第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかが常駐する場所の位置を表示した付近見取図</p> <p>二〇十四（略）</p> <p>（状況把握サービス及び生活相談サービスの基準）</p> <p>第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（登録申請書の記載事項）</p> <p>第六条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 登録を受けようとする者が、介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項の指定、同法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の第二項の指定又は同法第八条の第二十九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第五十三条第一項の指定を受けている場合にあつては、その旨</p> <p>十（略）</p> <p>（登録申請書に添付する書類）</p> <p>第七条 法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図</p> <p>二〇十四（略）</p> <p>（状況把握サービス及び生活相談サービスの基準）</p> <p>第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p>

一 次のイ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

イ (略)

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項の介護職員初任者研修課程を修了した介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項の養成研修修了者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）附則第二条の規定により介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされる者を含む。）

二 前号の状況把握サービスを、各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上、提供すること。

三 第一号の規定により同号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があつたときは、前号に規定する方法を当該居住部分への訪問とする。

四 少なくとも第一号イ及びロに掲げる者のいずれかがサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

一 イ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。

イ (略)

ロ イに規定する場合以外の場合にあつては、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第七条第五項に規定する介護支援専門員又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項の介護職員初任者研修課程を修了した介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項の養成研修修了者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）附則第二条の規定により介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされる者を含む。）

二 少なくとも前号イ又はロに掲げる者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。